



しんじゅくニュース

だい 第36号

発行 新宿区地域文化部多文化共生推進課

外国語版ホームページ

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/>

2014年3月28日発行

電話：03-5273-3504 FAX：03-3209-1500

各担当部署に問い合わせる場合は、日本語でお問い合わせください。

しんじゅく 新宿



～オリンピックが
はんせい き
つなぐ半世紀～

2020年、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。今年は前回大会(1964年)から50年。当時の新宿の様子を振り返ってみましょう。



1964年当時の新宿駅西口。京王百貨店の完成、新宿副都心の開発開始など、都市開発が進みました！(新宿歴史博物館蔵)



四谷地区を走る聖火ランナー (新宿歴史博物館蔵)

～当時と今の人口・物価～

☆新宿区の外国人が大幅に増えました！

1964年	2013年
約5,000人	約34,000人

☆物価水準

1964年		2012年
1.00	物価水準(CPI)	4.15
450円	新聞代1か月	3,250円
221円	映画観覧料(大人)	1,800円
59.4円	中華そば(外食)	587円
228円	バナナ1kg	201円
55,500円	テレビ1台	52,183円

<出典>消費者物価指数、小売物価統計調査(総務省)



現在の新宿駅西口。都市景観がダイナミックに変貌！

2020年東京オリンピック、メイン会場となる新国立競技場や新宿のまちはどんな姿になっているでしょう。

次号の発行は2014年6月予定です。区役所、しんじゅく多文化共生プラザ、出張所、図書館など各公共施設で配布しています。



じゅうき 「住基カード」

も を持っていますか？

住基カード(住民基本台帳カード)は、希望する方に対して、お住まいの市区町村で交付が受けられるICカードです。外国人住民の方も、2013年7月8日から、住基カードの交付を受けられるようになりました。転入・転出手続きの簡素化や、行政手続(一部)のインターネット申請、身分証明書として利用でき、とても役立ちます。今回は、住基カードをまだ持っていない方や、持っているけれど使いこなせていないという方へ、住基カードのメリットや申請方法等について紹介します。

※住基カードに外国語表記はありません。

住基カード メリット 1

転入・転出手続きが簡単になります

住基カードを取得すると、引越時の手続き(異動の手続き)で市区町村の窓口に行くのは、引越先の1度だけですみます。

【住基カードが無い場合】

引越前の市区町村窓口で転出届をし、転出証明書をもって引越先の市区町村窓口で転入届をする必要があります。

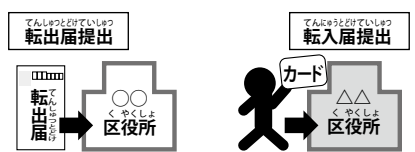
【住基カードがある場合】

引越前の市区町村に前もって郵送で転出届をしてあげば、引越先の市区町村に出向き、転入届と住基カードを提出するだけで完了します。

【住基カードが無い場合】



【住基カードがある場合】



住基カード メリット 2

パスポート、運転免許証に代わる
身分証明書に利用できます

写真付き住基カードは公的な身分証明書として本人確認や年齢確認に活用でき、さまざまな場面で利用ができます。

【主な活用例】

- 書留郵便等の受取時に
- 「taspo (タスポ)」の作成申請時に (taspo: たばこを自動販売機で購入の際必要になるICカード)
- 献血時に
- レンタルビデオやフィットネスクラブの入会時に
- クレジットカード等の契約時に
- 金融機関での新規口座開設時に
- 行政機関の個人情報開示請求時に



注意: 一部の事業者では利用できない場合があります。

住基カード メリット 3

公的個人認証サービスが
受けられます

電子証明書の発行手続きを受けると、インターネットを通じて、各行政機関への申請・届出(電子申請)が行えるようになり、自宅にいながら手続きが可能になります。

公的個人認証サービスとは、電子申請・届出を行う際、東京都知事が発行する電子証明書を利用することにより、なりすまし申請などの問題を解決し安全な手続きを行うサービスです。

詳しくは、公的個人認証ポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp>) をご参照ください。

【電子証明書の発行手続き】

申請時に持参するもの
顔写真付きの住民基本台帳カード、顔写真なしの住民基本台帳カード+運転免許証等の官公庁発行の顔写真付き身分証明書(有効期限内のもの)

※代理人が申請を行う場合は申請受付後、本人あてに郵便で文書照会を行います。

手数料 500円
有効期限 発行日から3年
申請受付窓口 戸籍住民課住民記録係
受付時間 平日午前8時30分~午後5時(日曜開庁時を除く)

住基カード
メリット4

市区町村が行う独自のサービスが受けられます



新宿区では以下のとおり自動交付機で「住民票の写し」「印鑑登録証明書」を受け取ることができます。なお住基カードを利用したサービスは市区町村によって異なりますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

～自動交付機を利用しよう！～

自動交付機は、住基カードを入れて暗証番号を入力することで、簡単に証明書を受け取ることができます。夜間や土・日曜日、祝日等でも利用が可能です。

※ 印鑑登録証または自動交付機カードがあれば住基カードがなくても利用できます。

※ 自動交付機を利用するためには、事前に利用登録が必要です。

手数料 「住民票の写し」「印鑑登録証明書」とも1通200円（窓口交付は300円）

自動交付機の設置場所と利用日時

設置場所	利用日時
<p>■各地域センター1階</p> <ul style="list-style-type: none"> 四谷特別出張所 ☎ 03-3354-6171 ・戸塚特別出張所 ☎ 03-3209-8551 単笥町特別出張所 ☎ 03-3260-1911 ・落合第一特別出張所 ☎ 03-3951-9196 櫻町特別出張所 ☎ 03-3202-2461 ・落合第二特別出張所 ☎ 03-3951-9177 若松町特別出張所 ☎ 03-3202-1361 ・柏木特別出張所 ☎ 03-3363-3641 大久保特別出張所 ☎ 03-3209-8651 ・角筈特別出張所 ☎ 03-3377-4381 	<p>平日・土曜日・日曜日・祝日 午前8時30分～午後9時</p>
<p>■区役所第一分庁舎1階 正面玄関横</p>	<p>平日（火曜日除く） 午前8時30分～午後5時 火曜日 午前8時30分～午後7時 毎月第4日曜日 午前9時～午後5時</p>
<p>■区役所本庁舎1階 戸籍住民課前</p>	

※ 年末年始及び各地域センターの休館日（年4回程度）は利用できません。

住基カードの
申し込み方法等

申請できる方
申請に必要なもの

新宿区に住居登録をしている方 ※ 申請は原則として本人で。
顔写真（縦4.5cm×横3.5cm） ※ 顔写真無しタイプの場合は不要。
在留カードや運転免許証等の官公庁発行の顔写真付身分証明書（有効期限内のもの）

手数料 500円

有効期限 発行日から在留期限まで（特別永住者、永住者の方は10年）

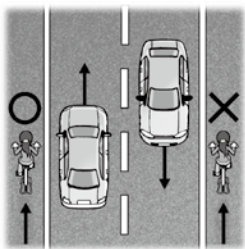
申請・交付場所 戸籍住民課住民記録係

連絡先 03-5273-3821

受付時間 ※と同じ

ルールを守って自転車の乗ろう

2013年12月から、道路交通法が一部改正になりました。
自転車に乗るときは、以下の改正点に気をつけて自転車に乗りましょう。



○路側帯の通行方法

これまで、自転車等の軽車両が通行できる路側帯は双方向に通行できましたが、自転車同士の衝突や接触事故の危険性があるため、道路の左側部分に設けられた路側帯に限られることになりました。



○警察官による自転車の検査等

死亡事故や重傷事故を引き起こす危険性が高い自転車の運転を防止するため、警察官が基準に適合したブレーキを備えていないと認められる自転車を停止させて検査を行い、応急のブレーキ整備や運転継続の禁止を命令できるようになりました。

とくしゅう
特集

は くち けんこう まも 歯と口の健康を守ろう！

けんこう ゆた す
～健康で豊かに過ごすために～

今回は、年代別に歯と口の健康を守るための豆知識と、新宿区が行っている歯科保健事業を紹介し、定期的な検診と適切な治療を受けることで、口中の健康状態を確認しましょう。



にゅうようじへん
乳幼児編

POINT 1 食べたらみがく

小さな子どもにとって慣れない歯みがきはとても嫌がるものです。奥歯が生え始める1歳頃から歯みがきの習慣をつけるようにしましょう。

POINT 2 正しい知識で虫歯ゼロ

間違った歯ブラシや歯みがきは、歯ぐきを傷つけてしまうおそれがあります。歯科医療機関で正しいみがき方の指導と歯ブラシの選び方を指導してもらいましょう。

POINT 3 おやつルールを決める

あまい食べ物・飲み物の取り過ぎを控え、おやつ回数は一日2回までにしましょう。



せいじんへん
成人編

POINT 1 30代からの歯周病対策

歯周病は虫歯と違い、末期状態になるまで自覚症状がありません。そのため、歯周病対策には予防のための正しい知識と、定期的な検診が大切です。

POINT 2 育児中は要注意

育児にかかりきりで、歯のケアが十分にできないお母さんはたくさんいます。妊娠中に歯のケアを済ませておきましょう。

【歯科保健事業】

■もぐもぐごっくん歯科相談・講習会

口腔機能専門の歯科医師が、お子さんの食べ方や飲み込み方などの相談に応じています。また、「口と食べる機能の発達に応じた食事の進め方」などをテーマに、講習会を開催しています。開催日等は、「広報しんじゅく」や新宿区ホームページでお知らせします。

■はじめて・にここに歯科相談

歯科医師・歯科衛生士が、むし歯のチェックや歯磨きの方法などの相談に応じています。対象のお子さんには、ご案内のはがきを誕生日にお送りしています。
対象 1歳児・2歳児

■ボランティアによる歯科健康教室

区内各園で小学校入学前のお子さんに、歯科衛生士の資格を持ったボランティアが、6歳臼歯の重要性や正しい歯磨きの方法を指導しています。
対象 保育園・幼稚園・子ども園の5歳児

■歯と口の健康チェックとフッ化物塗布

区内の指定歯科医療機関で、年2回、無料で受けられます。健康チェック（歯科健診）とともに、歯の質を強くし、むし歯になりにくくする効果がある「フッ化物」を塗布します。
対象の方には、4月末に区から受診票（2回分）を発送しています。届いていない方は、健康推進課健康事業係（次頁）へお問い合わせください。
対象 3歳児～6歳児

【歯科保健事業】

■歯周病予防相談

歯周病の傾向を見る唾液検査や口の中の観察、歯磨きの方法などの相談に、歯科衛生士が応じます。事前に保健センターへご予約ください。

■歯科講演会

歯周病の予防方法や歯の健康に関する講演会を開催しています。開催日等は、「広報しんじゅく」や新宿区ホームページでお知らせします。



こうれいしゃへん
高齢者編

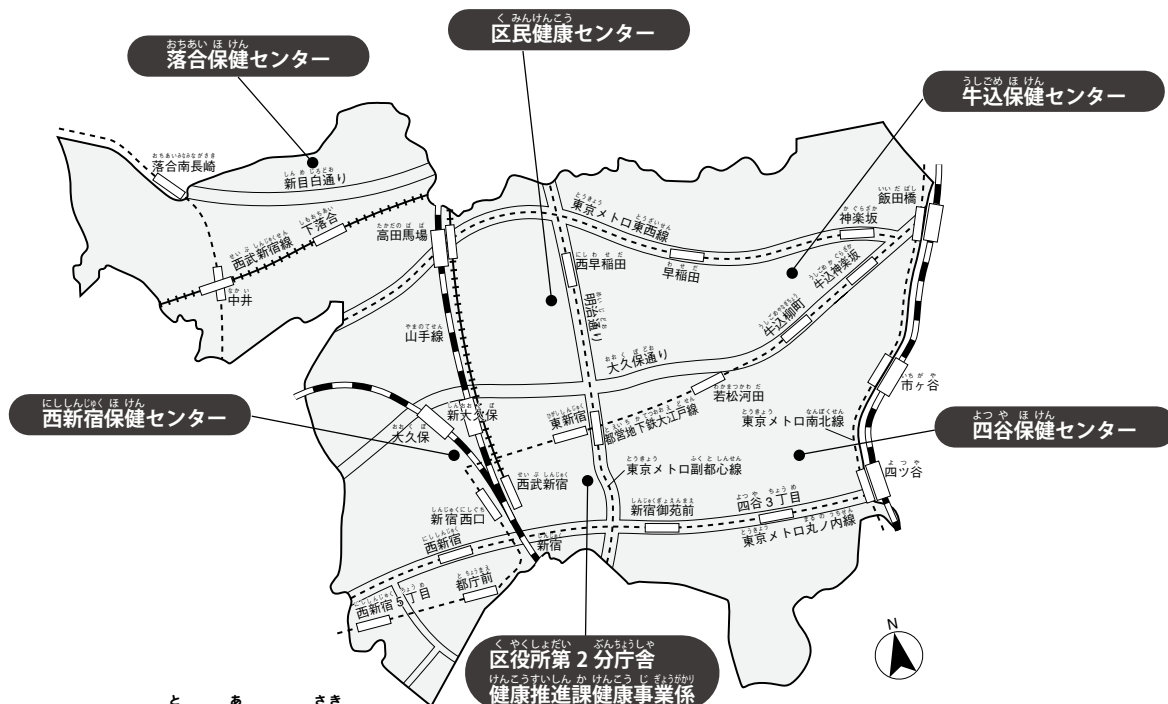
POINT 基本は毎日の歯みがき

加齢に伴う口腔機能の低下は、正しいケアにより進行を遅らせることができます。健康な歯は一生の宝、いつまでも自分の歯でおいしく食べるために、毎日の歯みがきを心がけましょう。

【歯科保健事業】

■訪問歯科診療ができる歯科医院の紹介
病気や障害等で通院が困難な方には、訪問診療を実施している歯科医院を紹介いたします。健康推進課健康事業係へお問い合わせください。

■訪問による個別相談
介護が必要な方などのご自宅を歯科衛生士が訪問し、歯磨きの方法などの相談に応じます。事前に保健センターへご予約ください。



とあさき
問い合わせ先

健康推進課健康事業係	☎ 03-5273-3494	〒 160-0022 新宿 5-18-21
牛込保健センター	☎ 03-3260-6231	〒 162-0851 弁天町 50
四谷保健センター	☎ 03-3351-5161	〒 160-0008 三栄町 25
西新宿保健センター	☎ 03-3369-7118	〒 160-0023 西新宿 7-5-8
落合保健センター	☎ 03-3952-7161	〒 161-0033 下落合 4-6-7
区民健康センター	☎ 03-3208-2222	〒 169-0072 大久保 3-1-1

しかけんこうしんさりょう
歯科健康診査のご利用について

歯科健康診査は0歳以上の方はだれでも受診できます。通院が困難な高齢者・障害者には歯科医師が自宅を訪問します。

会場 区内の指定歯科医療機関
※寝たきりなどで通院できない方には、歯科医師が自宅を訪問します。

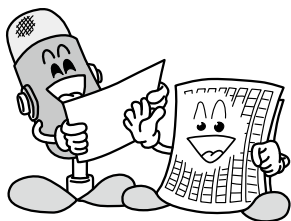
対象 区内在住で20歳以上の方
※2014年3月31日までに20歳になる方を含む
健診内容 問診、口腔内（歯と歯ぐきの状態）の診査、総合判定。必要な方には歯科相談と指導

費用 400円
※70歳以上の方、生活保護を受けている世帯の方、25年度の住民税が非課税の世帯の方（受診前に非課税であること

を確認するための同意書の提出が必要）は無料。
受診方法 区が発行する「健診票」を持って、区内の指定歯科医療機関で受診してください。指定歯科医療機関の一覧は、健診票と一緒に送ります。

※30歳・40歳・50歳・60歳・70歳・75歳・80歳の方には、5月末に健診票を発送しています。そのほかの年齢の方や、健診票が届いていない方は、健康推進課健康事業係へお問い合わせください。

日本語スピーチコンテスト 「しゃべれおん'14」に 挑戦しませんか



7分間のスピーチにあなたの
熱い想いを込め、日本語学習の
成果を発表しましょう！



日時	2014年6月21日(土) 午後0時30分～5時 ※ 終了後、懇親会があります。
会場	新宿文化センター3階小ホール
資格・ 資 定 員	区内在住・在勤・在学中、母語が日本語以外の方18名。 在日期間2年以内の方に限ります。過去出場経験のある方は、今回を含めて2回までの出場が可能です。入賞経験のある方は参加できません。応募者多数の場合は事前審査があります。
テーマ	原則自由ですが、特定の個人や団体を批判または称賛するものは受け付けません。未発表のものに限ります。
申込方法	5月8日(木)までに出場申込書、スピーチ予定のテーマ作文を持参または郵送で提出。詳細は募集要項をご確認ください。 ※ 募集要項と出場申込書はしんじゅく多文化共生プラザ、多文化共生推進課(区役所本庁舎1階)、新宿文化センターで配布します。
問い合わせ・ 申込先	新宿未来創造財団 文化交流課(新宿文化センター内) 〒160-0022 新宿区新宿6-14-1 新宿文化センター ☎ 03-3350-1141

ボランティアに参加しませんか

「ボランティア活動をしたい！でもどこでどんな活動をしているかわからない・・・」そんな方のために、今回は外国人の方も気軽に参加できるボランティア活動を紹介している、新宿未来創造財団文化交流課の渡邊さんにお話をうかがいました。

—外国人の方が気軽に参加できるボランティア活動として、何か紹介されているものはありますか？

新宿未来創造財団では国際交流を目的とした各種事業を行っていて、その中で多くの外国人の皆さんにご協力をいただいています。

例年秋に新宿文化センターで開催している国際都市新宿「踊りの祭典」。今年は、このイベントの運営スタッフの一員として司会などで活躍してもらいました。

多文化交流プログラム「各国の理解講座」では、自国の文化や生活習慣などの紹介もしていただいています。

新宿シティハーフマラソンをご存じでしょうか。約1万人を超える

ランナーが参加する、新宿の大スポーツイベントです。毎年、外国人・日本人を問わず、広くご協力いただける方を募集しています。日本語がペラペラでなくても大丈夫！笑顔で「頑張って」「お疲れ様でした」と声をかけられれば十分です！日本語がうまく話せなくてもできる地域でのボランティア活動は、きっとたくさんあると思います。

—地域貢献を希望する外国人の方へ、アドバイスをお願いします

今後、上に紹介したボランティアのほか、外国人の方が何かを学びながら、それを地域に披露したり、区内での活動につなげてもらえるような講座や教室も作っていかればと考えています。そういった講座や教室に参加することで、まずは「新宿区」に関わったり、区民同士の交流をもってみること。それが地域貢献への第一歩につながるかもしれません！

ボランティアや事業への参加についてご希望がありましたら、どうぞ新宿未来創造財団(03-3350-1141)までお問い合わせください。

新宿区外国人留学生学習奨励費

新宿区では、留学生生活を続けていくために経済的援助を必要とし、成績優秀な外国人留学生(15名予定)に、奨励金(年額24万円)を支給します。

対象 以下の条件すべてに当てはまる方

- ① 在留資格が「留学」で、国費外国人留学生以外の方、外国政府派遣留学生が私費留学生であること
- ② 区内の大学院の修士または博士課程、大学の学部、短期大学の学科、専修学校の専門課程のいずれかに1年以上在籍し、今後も1年以上継続して在籍する見込みのある方
- ③ 新宿区に住居登録し、現に区内に住んでいる方
- ④ 学業、人物ともに優れ、留学生活のために経済的な援助を必要としている方

申込み 募集は毎年5月の予定です。応募は在籍する学校の担当窓口へお申込みください。学校内の推薦を経て、さらに区の選考で最終決定します。

問合せ 多文化共生推進課多文化共生推進係 TEL (03-5273-3504)


その他の奨学金情報は、
独立行政法人 日本学生支援機構
http://www.jasso.go.jp/study_j/scholarships.html

日本留学情報データベースサイト
<http://www.jpss.jp/en/>
などでご覧いただくほか、各学校窓口でご相談ください。


4月からサービスがさらに充実

○外国語版ホームページ 月2回更新へ
 外国語版ホームページは4月からは月2回(10日、25日)更新します。ぜひご覧ください。

○「外国人相談コーナー」ネパール語を新設
 日時 毎週火曜 午後1時～午後5時
 しんじゅく多文化共生プラザ「外国人相談コーナー」では、4月から英語・中国語・韓国語・タイ語・ミャンマー語に加え、ネパール語の相談を行います。



経済センサス基礎調査及び 商業統計調査を実施します



総務省と経済産業省は、7月1日に経済センサス基礎調査及び商業統計調査を実施します。経済センサス基礎調査は、産業の基本的構造を明らかにするため、すべての事業所・企業を対象に実施する重要な調査です。卸売業・小売業を営む事業所・企業には、併せて商業統計調査を行います。

6月中旬から調査員証を携行した調査員が何し、調査票を配布・回収します。調査の結果は、社会経済の発展を支える基礎資料となります。統計法により調査内容の秘密は守られます。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力ください。

問合せ 地域調整課統計係 ☎03(3351)6601

個人住民税の均等割税率を引き上げます

東日本大震災からの復興のため、都や区の防災に関する政策に必要な費用の財源を確保するための臨時措置として、特別区民税・都民税均等割にそれぞれが500円加算されます。

期間は、2014年度から2023年度までの10年間です。

税区分	現行 2013年度まで	特例期間 2014年度～2023年度
特別区民税均等割	3,000円	3,500円
都民税均等割	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

問合せ 税務課課税第一係・第二係 ☎03(5273)4107・4108

忘れていませんか? 予防接種

予防接種は、赤ちゃん自身が免疫をつくり、病気を予防するのに役立ちます。新宿区では、区民を対象に予防接種を実施しています。年齢や予防接種の種類などにより、実施会場や実施時期が異なります。対象の方には予防接種予診票をお送りしています。

＜定期予防接種＞

- BCG
対象者 生後1歳になるまでの間
- ヒブワクチン
対象者 生後2か月～5歳になるまでの間
- 小児用肺炎球菌
対象者 生後2か月～5歳になるまでの間
- 四種混合 (DPT-IPV)
対象者 生後3か月～7歳6か月になるまでの間
- ポリオ
対象者 生後3か月～7歳6か月になるまでの間
(原則、2012年7月以前生まれの方)
- DPT (三種混合) 1期
対象者 生後3か月～7歳6か月になるまでの間
(原則、2012年8月以降生まれの方)
- DT (二種混合) 2期
対象者 11歳～13歳未満
- MR (麻しん風しん混合) 1期・2期
対象者
1期→ 生後12か月～24か月になるまでの間
2期→ 5歳以上7歳未満で、小学校就学の1年前の日(4月1日)から小学校就学の前日(3月31日)までの間
3期、4期は2013年3月末で終了しました。

＜任意接種＞

- 日本脳炎
対象者
1期→ 生後6か月～7歳6か月未満になるまでの間
2期→ 9歳～13歳未満
日本脳炎3期は廃止となりました。
1995年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、不足回数分を接種できます。お問い合わせください。
- 子宮頸がん予防ワクチン
対象者 小学6年生～高校1年生相当年齢の女子
※3月5日現在、積極的接種勧奨を見合わせています。
- 水痘(水ぼうそう)ワクチン
対象者 生後12か月～小学校就学前の子ども
(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
1回3,000円で接種できます。お問い合わせください。
- おたふくかぜワクチン
対象者 生後12か月～小学校就学前の子ども
(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
1回3,000円で接種できます。お問い合わせください。

問合せ 保健予防課予防係 ☎03-5273-3859




こくさいこうりゅう 国際交流サロン

国際交流サロンは、外国人と友だちになりたい人、日本語を話したい外国人が集まって、楽しくお話をする場所です。申込みは必要ありませんので、どなたでも気軽に参加してください。

日時 毎月第2金曜日午後6時45分～8時30分
参加費 200円
会場 しんじゅく多文化共生プラザ 多目的スペース
 (新宿区歌舞伎町2-44-1ハイジア11階)

～運営ボランティア募集！～

国際交流サロン運営ボランティアの活動内容は、お茶菓子や飲み物の事前の買出し、当日の受付、参加費の集金などの運営全般です。

登録をご希望の方は、まず参加者としてサロンの雰囲気体験してください。その上で、活動に参加したい方は、下記までお問い合わせください。

※ 同じ日に在留資格生活相談も行っています。
時間 午後6時30分～8時30分
 (相談は日本語で受けますので通訳ができる方を連れてきてください)
問合せ 新宿未来創造財団 文化交流課 (新宿文化センター内)

TEL: 03-3350-1141

しんじゅくくにほんごきょうしつがつ 新宿区日本語教室(4月～6月)の がくしゅうしゃほしゅう 学習者を募集します

日常生活に必要な初級の日本語を身につけましょう♪教室に空きがあれば途中からでも参加できます。

対象 入門、初級レベル。日常生活で日本語を必要としている方。ただし、中学生以下の方は参加できません
期間 4～6月の平日。週1回の教室と週2回の教室があります。曜日は会場によって異なります。
学習時間 は午前9時30分～11時30分、午後6時30分～8時30分(月・木曜日のみ)。週1回の教室は2教室まで参加できます。

会場 しんじゅく多文化共生プラザなど区内10カ所(12教室)
参加費 週1回クラス/2,000円 週2回クラス/4,000円
 ※ 一度支払った参加費はお返しできません

申込み 申込用紙に必要事項を記入し、新宿文化センターへ郵送かFAXでお申し込みください。申込用紙は、しんじゅく多文化共生プラザ、新宿区役所外国人相談窓口、新宿文化センターにあります。または新宿未来創造財団のWEBサイト (<http://www.regasu-shinjuku.or.jp/?p=630>) からダウンロードしてください。

あて先・問合せ
 新宿未来創造財団 文化交流課 (新宿文化センター内)
 〒160-0022 新宿区新宿6-14-1
 TEL: 03-3350-1141 FAX: 03-3350-4839
 Eメール: sjc@regasu-shinjuku.or.jp

たくしつ 託児付き

がいこくじん 外国人のための親子日本語教室



日本語がわからない親子に、ていねいに日本語を教えます。親子一緒に楽しく勉強しましょう。託児付きのため乳幼児連れでのご参加も大歓迎です！

日時 2014年5月10日(土)～7月12日(土)の期間
 毎週土曜日 午前10時～12時 全10回

会場 大久保小学校内(大久保1-1-21)
対象 外国人の親子20組(先着順)、日本語レベル初級～中級の方
参加料 全10回 一人500円
申込み FAX、Eメール、郵送のいずれかで、「①親の氏名(ふりがな)、よくわかる言語②子の氏名(ふりがな)、年齢、よくわかる言語③住所④電話番号⑤FAX番号(あれば)」を明記してください。

ぼごがにほんごでない子どもを支援する

にほんご 「日本語ボランティア子ども支援講座」

日時 2014年5月13日(火)～7月15日(火)
 毎週火曜日 午前10時～12時30分 全10回
会場 しんじゅく多文化共生プラザ(歌舞伎町2-44-1ハイジア11階)
講師 公益社団法人国際日本語普及協会(AJALT) 所属教師
対象

- (1) これから子どもへの日本語支援ボランティア活動を始めたい方
- (2) 原則として全回出席可能な方
- (3) 講座終了後、新宿区での子ども向け日本語学習支援事業でボランティアとして活動できる方

定員 30名 **受講料** 無料
内容 母語が日本語でない子どもを支援するための日本語教授方法を学びます。(小・中学生への日本語学習指導、教科を通じた日本語学習指導、模擬授業など)
申込み 郵送(往復はがき)、Eメールのいずれかで、「名前(ふりがな)、郵便番号・住所、電話番号、本講座の応募理由」を明記してください。
 4月30日(水) 必着
 応募者多数の場合は、抽選により受講生を決定し、結果を応募者全員にお知らせします。

あて先・問合せ

新宿未来創造財団 文化交流課 〒160-0022 新宿区新宿6-14-1 (新宿文化センター内)
 TEL 03-3350-1141 FAX 03-3350-4839 Eメール bunka@regasu-shinjuku.or.jp